

2015.04.13

改正①2016.12.07

(株)デコス 断熱事業部

(デコストライ工法お客様専用)

デコスファイバー廃棄時の取扱いについて

1. 廃棄物の取扱い

廃棄物の取扱いは、各自治体でルールが定められています。ルールに従い、廃棄は自治体が許可した産業廃棄物収集運搬業者に依頼してください。

2. デコスファイバーについてQ&A

Q 1. デコスファイバーを廃棄するにはどうすれば良いか？

A 1. 産業廃棄物扱いとして、自治体が許可した産業廃棄物収集運搬業者に処分を依頼してください。

Q 2. 建築現場に設置した廃棄物専用のバケツにデコスファイバーを廃棄して良いか？

A 2. 現場の廃棄物に関するルールに従ってください。

Q 3. 埋立てによる最終処分は可能か？

A 3. 可能です。デコスファイバーは紙加工品であることから、木くず等と同じく管理型最終処分場になります。尚、焼却処分する自治体もあり、一部はRPF燃料としてリサイクルし再利用する場合もあるようです。

Q 4. 依頼した産業廃棄物収集運搬業者から内容物の詳細を聞かれた。

A 4. 廃棄するデコスファイバーの内容物の問い合わせには下記の資料をご活用ください。特別管理産業廃棄物に該当しないことがわかります。

検査結果書 山予保環 第 38-56062-1-1-1 号

(メール添付の場合のファイル名は、【公開可】デコスファイバー溶出検査結果)

3. 検査結果書の注意点

①この検査は、製品の検査であり廃棄物の検査ではありません。しかし、デコスファイバーを廃棄する場合に運用出来るように「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日付け環境庁告示第13号)に従って検査しています。

②現場から収集するデコスファイバーには、製品以外の物が混入することがあります。従いまして、検査結果書は廃棄物の内、デコスファイバーのみに適用します。-以上-